

令和4年度

神奈川県交通安全県民運動 事業計画



大和市交通安全ポスターコンクール入賞作品
大和市立文ヶ岡小学校 4年（入賞当時）木村 心春さん

主唱：神奈川県交通安全対策協議会

令和4年度神奈川県交通安全県民運動事業計画

1 趣旨

令和3年の県内の交通事故は、発生件数、負傷者数ともに増加に転じ、さらに、死者数は142人で前年より2人増加となり、全国ワースト1位という結果になりました。依然として、二輪車や高齢者が関係する事故が高い割合を占めているほか、自転車のルール違反やマナーの低下が招く重大事故についても引き続き問題となっております。

令和4年度は、第11次神奈川県交通安全計画の「年間死者数130人以下」を目標に、交通事故をさらに減少させていくために、関係機関・団体の皆様とともに県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざした県民運動を計画的、効果的に推進します。

そのため、交通安全は、県民一人ひとりの心がけと実践によって実現されるものであることを強く訴えてまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- (1) 横断歩道における歩行者優先の徹底
- (2) 二輪車・自転車の交通事故防止
- (3) 高齢者と子どもの交通事故防止
- (4) 飲酒運転の根絶

4 活動推進

- (1) 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- (2) 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 踏切道における交通事故防止
- (5) 暴走族の追放

5 運動

(1) 年間運動

運動名	運動の進め方
交通安全ひとこえ運動	交通安全ひとこえ運動推進要綱のとおり
自転車マナーアップ運動	自転車マナーアップ運動推進要綱のとおり 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間〔5月1日（日）～5月31日（火）〕 （別に実施要綱を定めます。）
高齢者交通事故防止運動	高齢者交通事故防止運動推進要綱のとおり
二輪車交通事故防止運動	二輪車交通事故防止運動推進要綱のとおり 二輪車交通事故防止強化月間〔6月1日（水）～6月30日（木）〕 （別に実施要綱を定めます。）
暴走族追放運動	暴走族追放運動推進要綱のとおり 暴走族追放強化月間〔6月1日（水）～6月30日（木）〕 （別に実施要綱を定めます。）
違法駐車追放運動	違法駐車追放運動推進要綱のとおり 〔放置自転車クリーンキャンペーン 10月1日（土）～10月31日（月）〕
飲酒運転根絶運動	飲酒運転根絶運動推進要綱のとおり 飲酒運転根絶強化月間〔12月1日（木）～31日（土）〕 （別に実施要綱を定めます。）

(2) 各季の運動

運動名	実施期間	運動の進め方
春の全国交通安全運動	4月6日（水）～4月15日（金）	別に実施要綱を定めます。
夏の交通事故防止運動	7月11日（月）～7月20日（水）	
秋の全国交通安全運動	9月21日（水）～9月30日（金）	
年末の交通事故防止運動	12月11日（日）～12月20日（火）	

(3) 交通安全の日

項 目	実 施 日	内 容
県民交通安全の日	毎月1日	関係機関・団体及び県民が一体となり、県民総ぐるみによる交通安全の徹底を図ります。
チリリン・デー	毎月5日	自転車の安全運転に関し、県民のルール・マナーの向上を図ります。
高齢者交通安全の日	毎月15日	関係機関・団体及び県民が一体となり、高齢者交通事故防止気運の醸成を図ります。
ゾーン30の日	毎月30日 (2月を除く)	県警察が関係機関団体と協力し、生活道路における通学児童の見守り活動、高齢歩行者の保護誘導活動等による交通安全対策を推進します。

(参考)「自転車交通安全の日」：5月5日 「バイクの日」：8月19日

(4) シートベルトの日

項 目	実 施 日	内 容
シートベルトの日	4月10日	交通死亡事故の抑止に効果的なシートベルトの着用について、関係機関・団体及び県民が一体となり強力に推進します。

(5) 「交通事故死ゼロを目指す日」

実 施 日	内 容
4月10日	平成20年から、春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。関係機関・団体及び県民が一体となり、交通安全の徹底を図り、交通事故死者数の減少を目指します。
9月30日	

6 特別対策等

名 称	要 旨
交通事故防止特別対策	交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。
自転車交通事故防止対策	自転車利用者の交通安全意識を高めるため、積極的な広報啓発活動を展開します。 また、自転車交通事故多発地域を指定し、状況に応じた対策を実施します。
高齢者交通事故防止対策	高齢者の交通安全意識を高めるため、積極的な広報啓発活動を展開します。 また、高齢者交通事故多発地域を指定し、状況に応じた対策を実施します。
飲酒運転根絶対策	依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、飲酒運転根絶県民大会をはじめとするキャンペーンを県内各地で実施するなど、飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨しその運動の輪を広げます。

7 交通安全コンクール「セーフティ・チャレンジ・かながわ」への協力

県内のドライバーの交通安全意識の向上を図り、安全運転の励行を奨励することで、交通事故発生件数の減少に寄与することを目的とした、県民参加型の交通安全対策事業（自動車運転免許保有者3人がチームを組み、6か月間の無事故・無違反記録の達成にチャレンジする）への積極的参加を呼びかけます。

参加者募集期間 令和4年4月16日（土）～ 令和4年6月30日（木）
コンクール期間 令和4年7月1日（金）～ 令和4年12月31日（土）

交通安全ひとこえ運動推進要綱

区分	交通安全ひとこえ運動
趣 旨	この運動は、人命の尊重を基本理念とし、交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、思いやりの心で「いつでも」・「どこでも」・「だれにでも」交通安全の「ひとこえ」をかけあうことを、県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。
スローガン	交通安全は家庭・学校・職場・地域から

推進母体	主な推進事項
家 庭	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護者は、自ら交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践に努めるなど、子どもの模範となり、家庭における交通安全を推進しましょう。 2 各種交通安全運動、県民交通安全の日などの機会に、家族で交通安全について話し合いましょう。 3 夜間の外出時は、目立つ服装に心がけ、持ち物等に夜光反射材を付けるなど交通安全について家族ぐるみで気をつけましょう。 4 迷惑駐車や二輪車・自転車などの放置をしないように、「ひとこえ」をかけあいましょう。
学 校 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児・児童・生徒には「信号はよく見て」「青信号でも車の動きをよく確認」「交差点では飛び出さない」など交通安全の具体的な「ひとこえ」をかけましょう。 2 地域の交通環境や子どもの心身の発達に応じた交通安全教育を推進しましょう。 3 子どもが交通社会の一員として安全に行動できるような習慣や態度を身につけさせるとともに、思いやりのある行動ができるように指導しましょう。
職 場	<ol style="list-style-type: none"> 1 通勤時の交通安全指導を積極的に推進しましょう。 2 職場の安全運転管理者等は、交通労働災害を防止するためにも、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を活用するなどして、職場ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあう運動を推進しましょう。 3 事故防止効果だけでなく、環境改善の効果等が認められるエコドライブを推進しましょう。
地 域	<ol style="list-style-type: none"> 1 「思いやりとゆずりあい」の気持ちで「いつでも」・「どこでも」交通安全の「ひとこえ」をかけあいましょう。 特に、子どもや高齢者、体の不自由な方に対しては、積極的に声かけを行うなど思いやりの気持ちで接しましょう。 2 交通安全シルバーリーダーなど地域リーダーを中心として、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあう運動を推進しましょう。
県交通安全対策協議会 構成機関・団体 (県・市区町村 県警察 等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種の広報媒体を通じて運動の趣旨を広く周知するとともに、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。 2 運動を効果的に推進するため、関係機関・団体が連携し総ぐるみ大会や事故防止推進会議などを開催します。 3 各種交通安全運動、県民交通安全の日などを中心とした街頭活動により、運動を強化します。 4 交通事故相談など、交通事故被害者対策を充実します。 5 関係機関・団体は、広報紙・機関紙などを活用して、効果的な運動を推進します。 6 関係機関・団体は協力して交通事故防止の広報啓発活動を推進します。 7 関係機関・団体は、環境にやさしく、事故防止効果がある「エコドライブ」を推進します。

自転車マナーアップ・高齢者交通事故防止運動推進要綱

区分	自転車マナーアップ運動	高齢者交通事故防止運動
趣旨	この運動は、自転車の関係する交通事故が多発していることから、自転車の交通事故防止、特に自転車利用者のマナーアップと交通安全意識の高揚を図るため、県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。	この運動は、超高齢社会の到来を迎え高齢者人口や高齢ドライバーの増加などが相まって年々割合が増加している高齢者の交通事故の防止を図るため、県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。
スローガン	自転車も のれば車の なかまいり	高齢者 模範を示そう 交通マナー
重点	自転車交通ルールの遵守とマナーの向上 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底	高齢者の交通安全意識の高揚 高齢者の行動特性の理解

推進母体	主な推進事項	
家庭	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故防止と安全利用の推進について、交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。 2 関係機関・団体が開催する安全運転講習会などへの積極的な参加を促しましょう。 3 子どもが自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは、自転車用ヘルメットを着用させましょう。 4 高齢者が自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を勧めましょう。 5 自転車を利用する場合には、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種交通安全運動、高齢者交通安全の日などの機会に、家族で高齢者の交通事故防止について話し合いましょう。 2 夜間に外出するときは、目立つ服装、持ち物に心がけ夜光反射材を身につけるなど、高齢者の交通安全について家族ぐるみで気をつけましょう。 3 斜め横断や車の直前直後の横断をしないなど、交通ルールを守るとともに、周囲の車の動きをよく確認することなど、安全な横断方法について話し合いましょう。 4 運転に不安がある方がいる場合には、家庭で安全に運転を継続する方法や、運転免許の自主返納について話し合いましょう。
学校等	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図るため各種研修会を開催しましょう。 2 PTA・地域・警察等関係機関と緊密な連携を図り、児童・生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。 3 神奈川県学校交通安全教育推進会議での「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、教育活動全体を通して交通安全教育を推進しましょう。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児・児童・生徒にも、高齢者の特性を理解してもらい、高齢者に思いやりの気持を持つよう指導しましょう。 2 交通安全の世代間交流の場等への積極的な参加を促し、高齢者と交流する中でその特性についての理解を深めるよう指導しましょう。
職場	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察等関係機関と連携を図り、正しい乗り方を理解するため、交通安全教育や講習会等を開催するとともに、参加を促しましょう。 2 自転車利用者の多い職場では自転車の特性を理解させるための交通安全教育を行うなど交通事故防止に努めましょう。 3 自転車利用の従業員に対して、自転車の点検整備と正しい乗り方を指導しましょう。 4 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 	<p>職場の安全運転管理者等を通じて、高齢者の行動特性についての理解が深まるよう指導しましょう。</p>
地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域ぐるみで自転車利用のマナー向上のための運動を推進しましょう。 2 歩行者が多い駅前や身体の不自由な人を見かけたら、自転車を降りて押して歩きましょう。 3 点検整備を励行し、ブレーキを外すなどの不正改造は絶対にやめましょう。 4 自転車利用者は、交通事故に備えて必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 5 子どもの習い事の行き帰りなどにおいても、自転車用ヘルメットを着用するよう声をかけあいましょう 	<ol style="list-style-type: none"> 1 いつでも、どこでも積極的な声かけを行うなど思いやりの気持ちで高齢者に接しましょう。 2 地域ごとに会合等を利用し、「交通安全ヒヤリ地図」を作成し、地域内の交通危険箇所を確認し、「踏切はゆとりを持って渡りましょう」などと声をかけるなど、高齢者に注意を促しましょう。 3 地域での交流の場等を通じて、交通安全に関する知識や情報を共有しましょう。
県交通安全対策協議会構成機関・団体 (県・市区町村県警察等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」や「自転車交通事故多発地域」に指定された地域などで、各種キャンペーンなどを開催し、広報啓発活動や街角アドバイスを強力に実施します。 2 新聞・テレビ・ラジオなどを利用して、広く運動の周知を図ります。 3 5月5日の「自転車交通安全の日」を中心として、広報活動を積極的に行います。 4 関係機関・団体は相互に連携して、自転車交通安全講習などを開催し、安全運転の励行を徹底します。 5 関係機関・団体は、広報紙・機関紙などに自転車交通事故防止に関する記事を掲載するなど、効果的な運動を推進します。 6 自転車用ヘルメット購入助成制度について関係機関・団体に働きかけをします。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「高齢者事故多発地域」に指定された地域では、各種の広報媒体を通じて運動趣旨の周知を図ります。 2 交通安全シルバーリーダー制度が組織されていない市区町村にあっては、交通安全シルバーリーダーの養成と組織化を推進します。 3 毎月15日の「高齢者交通安全の日」には、県民総ぐるみによる高齢者交通安全運動を推進します。 4 「高齢者の交通事故防止」を各季の運動の重点項目に位置づけ、年間を通じた運動を推進します。 5 高齢者の安全運転を支援するため、運転免許試験場のコース開放やシルバードライビングスクール等の利用・参加を呼びかけます。 6 道路を安全に利用してもらうため、歩行環境シミュレータ等を活用した参加体験型交通安全教育を推進します。 7 広報紙・機関紙などを活用し効果的な運動を推進します。 8 運転免許自主返納制度の周知のため、積極的に広報活動を行います。 9 反射材の直接貼付活動を推進します。

二輪車交通事故防止・暴走族追放運動推進要綱

区 分	二輪車交通事故防止運動	暴走族追放運動
趣 旨	この運動は、二輪車の関係する交通事故が多発していることから、全ての年齢層における二輪車の交通事故防止、交通安全意識の向上を図るため、県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。	この運動は暴走族の追放気運の高揚を図るため、関係機関・団体が緊密に連携しながら各種の施策を推進し県民総ぐるみの運動を展開します。
スローガン	運転に ゆとり やさしさ 思いやり	暴走は しない させない ゆるさない！
重 点	二輪車の交通事故防止 ヘルメットなどの正しい着用	暴走族の追放 暴走族への加入の防止

推進母体	主な推進事項	
家 庭	<ol style="list-style-type: none"> 安全運転の励行とヘルメットなどの正しい着用について、交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。 関係機関・団体が開催する安全運転技能講習会などへの積極的な参加を促しましょう。 四輪車を利用するときも、二輪車の特性を理解して運転することの重要性について話し合いましょう。 	<ol style="list-style-type: none"> 家庭では会話を大切に子どもの変化に目を向けましょう。 保護者は子どもの深夜外出を抑制し、車両の管理を徹底しましょう。
学 校 等	<ol style="list-style-type: none"> 教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図るため各種研修会を開催しましょう。 P T A ・地域・警察と緊密な連携を図り、生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。 神奈川県学校交通安全教育推進会議での「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、教育活動全体を通して交通安全教育を推進しましょう。 	<ol style="list-style-type: none"> 指導を必要とする生徒を早期に発見し、対策を推進しましょう。 各学校において「暴走族加入防止教室」の開催など暴走族の反社会性や危険性についての啓発・教育を推進しましょう。 学校・警察連絡協議会を充実強化しましょう。 家庭訪問・懇談会を利用し、保護者との連携を強めた生徒指導を推進しましょう。 余暇の活用についての指導をしましょう。
職 場	<ol style="list-style-type: none"> 警察と連携を図り、交通安全教育、技能講習会などを開催するとともに、同講習会などへの参加を促しましょう。 通勤も含め二輪車利用のある職場では、二輪車の特性を理解させるための交通安全教育を行うなど交通事故防止に努めましょう。 二輪車利用の従業員に対して、ヘルメットなどの正しい着用を指導しましょう。 四輪車を利用する従業員に対して、二輪車の特性を理解した運転について指導しましょう。 	<ol style="list-style-type: none"> 各種団体による暴走族追放の決議及び運動を推進しましょう。 事業所で暴走族追放気運を高揚するよう努めましょう。
地 域	地域ぐるみで二輪車の無謀・暴走運転防止を呼びかけマナー向上の運動を推進しましょう。	<ol style="list-style-type: none"> 地域レベルの各種団体における暴走族追放の決議及び運動を推進しましょう。 地域住民による暴走族追放、離脱の声かけ運動を推進しましょう。
県交通安全対策協議会 構成機関・団体 (県・市区町村 県警察等)	<ol style="list-style-type: none"> 「二輪車交通事故防止強化月間」を中心に各種キャンペーンなどを開催し、広報啓発活動や街角アドバイスを強力に実施します。 新聞・テレビ・ラジオなどを利用して、広く運動の周知を図ります。 8月19日の「バイクの日」を中心として広報活動を積極的に行います。 関係機関・団体は相互に連携して、二輪車交通安全講習などを開催し、安全運転の励行とヘルメットなどの正しい着用を徹底します。 広報紙・機関紙に二輪車交通事故防止に関する記事などを掲載し、効果的な運動を推進します。 被害軽減対策として、プロテクター、エアバッグジャケット着用促進のための広報啓発を推進します。 二輪車交通事故の関係者となる四輪運転者に対しても、二輪車の特性を周知するための広報啓発を推進します。 	<ol style="list-style-type: none"> 「暴走族追放強化月間」を中心に啓発活動を推進します。 条例に定められた各機関・団体の責務を果たします。 県レベルの各種団体における暴走族追放の決議及び運動を推進します。 各学校等において「暴走族加入防止教室」の開催及びその支援活動を推進します。 共同危険行為、騒音等違反行為の徹底的な取締りを推進します。 関係機関・団体の連携による不正改造車両の早期発見と取締りを推進します。 暴走族への加入防止・離脱促進に係わる相談に応じた助言その他必要な活動を行います。 取締り、補導活動を通じたグループ解体及びグループからの離脱対策を推進します。

違法駐車追放・飲酒運転根絶運動推進要綱

区分	違法駐車追放運動	飲酒運転根絶運動
趣 旨	違法駐車や放置自転車・バイクは、交通事故や交通渋滞の要因になり、歩行者の通行妨害にもなっていることから、県民一人ひとりが交通ルールを守り、駐車マナーを向上させることにより、安全で円滑な交通環境を確保できるよう県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。	この運動は、飲酒運転が悲惨な交通事故を引き起こす危険性が高いにもかかわらず、依然として後を絶たないことから、飲酒運転の危険性・悪質性を訴え、飲酒運転を根絶するため、県民運動として家庭・学校・職場・地域で展開します。
スローガン	ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車	乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者
重 点	違法駐車追放 交通ルールの遵守と駐車マナーの向上	飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発 飲酒運転を助長する環境の根絶 ハンドルキーパー運動の推奨

推進母体	主な推進事項	
家 庭	<ol style="list-style-type: none"> 違法駐車や放置自転車・バイクの悪質性、危険性、迷惑性について家庭で話し合うとともに違法駐車を「しない」・「させない」ために「ひとこえ」をかけあひましょう。 必ず駐車場、駐輪場を利用することを約束しましょう。 	<ol style="list-style-type: none"> ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大性を家族で話し合い、飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。 お酒の出る宴席等に家族が出席する場合は、車を運転して出かけないよう声をかけましょう。 車を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。
学 校 等	<ol style="list-style-type: none"> 違法駐車や放置自転車・バイクの追放についての啓発・教育を推進しましょう。 盗難自転車・バイクの多くは放置されてしまうので盗難の防止について指導しましょう。 	<ol style="list-style-type: none"> 身近な事故事例や飲酒運転による事故の悲惨さなどの広報啓発活動を推進しましょう。 広報紙・校内放送等を活用して、飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけましょう。 朝礼、ホームルーム等の場を活用した交通安全教育を推進しましょう。
職 場	<ol style="list-style-type: none"> 違法駐車や放置自転車・バイクをしないよう職場ぐるみで指導を徹底しましょう。 違法駐車や放置自転車・バイクの悪質性、危険性、迷惑性について理解を深めるため、違法駐車等が要因となった事故事例を紹介するなど具体的な交通安全教育を行い、職場ぐるみで違法駐車等の追放に努めましょう。 	<ol style="list-style-type: none"> 事業主・安全運転管理者等が中心となり、飲酒運転又は飲酒運転を助長することがない職場環境を確立しましょう。 職場内に飲酒運転根絶に関するポスター等を掲示し、飲酒運転根絶の気運を醸成しましょう。 飲酒を伴う会合等には、車両を運転していかないよう指示を徹底しましょう。
地 域	町内会、自治会等は、回覧板などにより運動の周知を図るとともに、関係機関・団体と協力して、キャンペーンなどの実施により違法駐車や放置自転車・バイク追放の気運を高めましょう。	<ol style="list-style-type: none"> 各種会合、行事等あらゆる機会に飲酒運転追放を呼びかけるなど、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。 酒類販売業者・飲食店等と協力して、運転して帰る者には、酒類を絶対に提供しないようハンドルキーパー運転の輪を広げるなど地域ぐるみで取り組みましょう。 飲酒後、車を運転しそうな人を見かけたら、勇気をもって注意をしましょう。
県交通安全対策協議会 構成機関・団体 (県・市区町村 県警察等)	<ol style="list-style-type: none"> 関係機関・団体は協力して、違法駐車追放の決議・宣言や違法駐車防止条例の制定を行うなど違法駐車追放の気運を高めます。 この運動の周知を図るため、各種行事等を活用し積極的に広報活動を推進します。 放置自転車クリーンキャンペーンとして広報啓発活動を推進して、放置自転車・バイクの追放気運を盛り上げましょう。 関係機関・団体は、地域ぐるみで違法駐車を追放するための組織づくりや路外駐車場の利用促進など総合的な対策を推進します。 関係機関・団体は、広報紙(誌)に違法駐車や放置自転車・バイク追放に関する記事を掲載し、効果的な運動を推進します。 関係機関・団体は連携を密にして、違法駐車や放置自転車・バイクの追放気運を高めるとともに、指導取締りに協力します。 	<ol style="list-style-type: none"> 関係機関・団体は協力して、飲酒運転根絶の決議・宣言を行うなど飲酒運転根絶の気運を高めます。 この運動の周知を図るため、各種行事等を活用し積極的に広報活動を推進します。 「飲酒運転根絶強化月間」は、キャンペーンなどを開催して、広報啓発活動を強化して、飲酒運転根絶気運を盛り上げます。 関係機関・団体は、地域ぐるみで飲酒運転を根絶させるための組織づくりや、飲食店等と協力した総合的な対策を推進します。 関係機関・団体は、広報紙・機関紙に飲酒運転根絶に関する記事を掲載し、効果的な運動を推進します。 関係機関・団体は連携を密にして、飲酒運転根絶の気運を高めるとともに、取締りに協力します。 酒類を提供する店舗の実態や、県民から提供される飲酒運転の情報等の分析に基づく効果的な取締りを実施します。 視聴覚教材(DVD)を活用して悲惨な飲酒運転事故の防止に向けた教育の推進を強化します。

神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体

<交通安全関係団体(10)>

- ・(公財)神奈川県交通安全協会
- ・(一財)横浜市交通安全協会
- ・(一社)川崎市交通安全協会
- ・三浦地区交通安全協会連合会
- ・湘南地区交通安全協会連合会
- ・相模地区交通安全協会連合会
- ・(一社)神奈川県安全運転管理者会連合会
- ・神奈川県交通安全母の会連合会
- ・神奈川県青少年交通安全連絡協議会
- ・神奈川県地域交通安全活動推進委員協議会連絡協議会

<青少年・地域関係団体(20)>

- ・神奈川県子ども会連絡協議会
- ・横浜子ども会連絡協議会
- ・日本ボーイスカウト神奈川連盟
- ・(公社)ガールスカウト神奈川連盟
- ・神奈川県少年補導員連絡協議会
- ・神奈川県青少年の環境に関する業界協議会
- ・神奈川県更生保護女性連盟
- ・神奈川県青少年指導員連絡協議会
- ・神奈川県保護司会連合会
- ・神奈川県BBS連盟
- ・神奈川県地域婦人団体連絡協議会
- ・横浜市婦人団体連合会
- ・横浜市女性団体連絡協議会
- ・川崎市地域女性連絡協議会
- ・(公財)神奈川県老人クラブ連合会
- ・(公財)横浜市老人クラブ連合会
- ・(公財)川崎市老人クラブ連合会
- ・横浜市町内会連合会
- ・川崎市全町内会連合会
- ・神奈川県交通遺児家庭の会

<自動車等関連団体(22)>

- ・(一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- ・(一社)神奈川県自動車会議所
- ・(一社)神奈川県タクシー協会
- ・(一社)神奈川県バス協会
- ・(一社)神奈川県トラック協会
- ・神奈川県高速道路交通安全連絡協議会
- ・(一社)神奈川県自動車整備振興会
- ・神奈川県自動車販売店協会
- ・神奈川県軽自動車協会
- ・神奈川県個人タクシー協会
- ・神奈川県自動車電装品整備商工組合
- ・神奈川県自転車協同組合
- ・神奈川県二輪車普及安全協会
- ・(一社)日本自動車連盟神奈川支部
- ・自動車安全運転センター神奈川事務所
- ・軽自動車検査協会神奈川事務所
- ・自動車事故対策機構神奈川支所
- ・神奈川県自動車交通共済協同組合
- ・(一社)全国道路標識・標示業神奈川協会
- ・神奈川県車両移動保管事業協同組合
- ・神奈川県運転代行協会
- ・神奈川県ハイヤータクシー交通共済協同組合

<道路・鉄道関係団体(19)>

- ・神奈川県道路公社
- ・東日本高速道路(株) 関東支社
- ・中日本高速道路(株) 東京支社
- ・首都高速道路(株) 神奈川局
- ・東日本旅客鉄道(株)横浜支社
- ・東日本旅客鉄道(株)八王子支社
- ・東海旅客鉄道(株) 静岡支社
- ・東急電鉄(株)
- ・東急バス(株)
- ・京浜急行電鉄(株)
- ・京浜急行バス(株)
- ・小田急電鉄(株)
- ・箱根登山バス(株)
- ・相模鉄道(株)
- ・伊豆箱根鉄道(株)
- ・伊豆箱根バス(株)
- ・江ノ島電鉄(株)
- ・神奈川臨海鉄道(株)
- ・横浜高速鉄道(株)

<教育関係団体(21)>

- ・神奈川県市町村教育長会連合会
- ・神奈川県都市教育長協議会
- ・神奈川県町村教育長会
- ・神奈川県公立小学校長会
- ・神奈川県公立中学校長会
- ・県立学校長会議
- ・神奈川県市立高等学校長会
- ・神奈川県私立小学校協会
- ・(一財)神奈川県私立中学高等学校協会
- ・(一社)神奈川県専修学校各種学校協会
- ・神奈川県私立大学連絡協議会
- ・(一社)神奈川県保育会
- ・(福)神奈川県民間保育園協会
- ・神奈川県公立幼稚園・こども園協会
- ・(公社)神奈川県私立幼稚園連合会
- ・神奈川県私学保護者会連合会
- ・神奈川県PTA協議会
- ・神奈川県立高等学校PTA連合会
- ・神奈川県下市立高等学校PTA連絡協議会
- ・横浜市PTA連絡協議会
- ・川崎市PTA連絡協議会

<各種団体(41)>

- ・神奈川県タイヤ商工協同組合
- ・神奈川県生コン輸送協会
- ・神奈川県石油商業組合
- ・(一社)神奈川県建設業協会
- ・神奈川県人権擁護委員連合会
- ・(福)神奈川県社会福祉協議会
- ・(福)横浜市社会福祉協議会
- ・(福)川崎市社会福祉協議会
- ・(一社)神奈川県商工会議所連合会
- ・神奈川県商工会連合会
- ・神奈川県中小企業団体中央会
- ・(公社)商連かながわ
- ・(公社)神奈川県観光協会
- ・全国農業協同組合連合会神奈川県本部
- ・全国共済農業協同組合連合会神奈川県本部
- ・神奈川県民共済生活協同組合
- ・神奈川県弁護士会
- ・(公社)神奈川県防犯協会連合会
- ・(一社)神奈川県警親会
- ・(公社)神奈川県労務安全衛生協会
- ・建設業労働災害防止協会神奈川支部
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部

- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会神奈川総支部
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会神奈川支部
- ・(一社)神奈川県警備業協会
- ・神奈川県オートバイ盗難防止対策協議会
- ・(公社)神奈川県医師会
- ・(公社)神奈川県病院協会
- ・(公社)神奈川県歯科医師会
- ・(公社)神奈川県薬剤師会
- ・神奈川県小売酒販組合連合会
- ・神奈川県興行生活衛生同業組合
- ・日本労働組合総連合会神奈川連合会
- ・神奈川県教職員組合
- ・神奈川県高等学校教職員組合
- ・神奈川県立高等学校教職員組合
- ・(公財)神奈川県公園協会
- ・神奈川県駐車場対策推進協議会
- ・神奈川県市町村駐車場対策連絡会議
- ・神奈川県工アロビック連盟
- ・一般社団法人日本損害保険協会神奈川損保会

<報道関係(13)>

- ・日本放送協会横浜放送局
- ・アール・エフ・ラジオ日本
- ・横浜エフエム放送
- ・テレビ神奈川
- ・神奈川新聞社
- ・朝日新聞横浜総局
- ・毎日新聞横浜支局
- ・読売新聞横浜支局
- ・産業経済新聞横浜総局
- ・東京新聞横浜支局
- ・日本経済新聞横浜支局
- ・共同通信横浜支局
- ・時事通信横浜総局

<官公庁(79)>

- ・横浜地方検察庁
- ・横浜家庭裁判所
- ・横浜保護観察所
- ・横浜少年鑑別所(青少年心理相談所)
- ・神奈川労働局
- ・関東地方整備局横浜国道事務所
- ・関東地方整備局相武国道事務所
- ・関東地方整備局川崎国道事務所
- ・関東運輸局鉄道部
- ・関東運輸局神奈川運輸支局
- ・海上自衛隊横須賀基地業務隊
- ・陸上自衛隊横浜駐屯地中央輸送隊
- ・在日米海軍横須賀基地司令部安全部
- ・在日米陸軍基地管理本部緊急業務局
- ・19市・28区・13町・1村
- ・神奈川県教育委員会
- ・神奈川県企業庁
- ・神奈川県警察本部
- ・神奈川県

(順不同)
225機関・団体
(令和4年1月末現在)



神奈川県交通安全シンボルマーク

このマークは、県民の交通安全意識を高めるため、広く県民から募集し、交通安全の精神を象徴するものとして設定されたものです。(昭和42年設定)

事務局 神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課

TEL 045(210)1111(代)